

Title	清代廣東の「行商」に就きて(一)
Sub Title	
Author	太田, 達雄(Ota, Tatsuo)
Publisher	三田史学会
Publication year	1934
Jtitle	史学 Vol.13, No.2 (1934. 8) ,p.105(283)- 119(297)
JaLC DOI	
Abstract	本稿は清朝時代に於ける所謂廣東貿易時代に於て、最も特種なる制度である行商、即ち外国人の云ふHong Merchantsの外交上・經濟上の意義・職能並にその起原・變遷に就いて述べて見たいと思ふ。而して又これと關聯して、「公行」即ち外人の云ふCo-hong.十三洋行或は十三行に就きても言及せんとするものである。
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19340800-0105

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

清代廣東の「行商」に就きて (一)

太 田 達 雄

本稿は清朝時代に於ける所謂廣東貿易時代に於て、最も特種なる制度である行商、即ち外國人の云ふ Hong Merchants の外交上・經濟上の意義・職能並にその起原・變遷に就いて述べて見たいと思ふ。而して又これと關聯して、「公行」即ち外人の云ふ Co-Hong. 十三洋行或は十三行に就きても言及せんとするものである。

(a) 十三行の起原

こゝに云ふ行商とは、廣東に於て俗に「七十二行」と云はれてゐる同業組合の行商を云ふのではなくして、在來支那經濟史上特種なる制度である牙行の行商を意味するとは、恩師加藤先生の御教示によるものである。

この事は粵海關志の次の記事に據りても明かである。即ち、

「國朝設關之初、番舶入市者僅二十餘椀、至則勞以牛酒、令牙行主之、沿明之習、命曰十三行、船長

曰大班、次曰二班、得居停十三行、餘悉守舶、仍明代懷遠驛旁、建屋居番人制也、乾隆初年洋行有二十家、而會城有海南行、至二十五年、洋商立公行、專辦夷船貨稅、謂之外洋行、別設本港行、專管暹羅貢使、及貿易納餉之事、又改海南行爲福潮行、輸報本省潮州及福建民人諸貨稅、是爲外洋行與本港福潮分辨之始、

とありて行商は即ち牙行であつて、之を明代の習慣によりて十三行と名づけたことが見えてゐる。乾隆初年には、洋行二十家あり別に會城に海南行があり、次いで同二十五年に至り、外洋行が公行を組織し、夷船の貨稅を專辦することとなり、別に本港・福潮行と分れたことが知られるのである。

亦粵海關志凡例にも、

「元典章有舶商舶牙、今之夷商即古之舶商也、今之行商即古之舶牙也。」
とありて、行商は即ち船牙行であることは明白である。

然しながら本來の牙行は客商と坐賈との仲介業者であるが、今こゝで述べんとする行商なるものは、牙行の一種であるとはいへ、自らも直接取引をなした變則的な牙行であることは注意を要すべき點である。

さて十三行なる名稱は私の知るところでは、明代の文獻には見當らないが、明代既に廣東に「三十六行」なるものがありて、海外貿易を司つたことが、涇林續記に見えてゐる。即ち、

「廣屬香山、爲海舶出入嚙喉、每一舶至、常持萬金、併海外珍異諸物、多有至數萬者、先報本縣、申達藩司、令舶提舉同縣官盤驗、各有長例、而額外隱漏所得貲、其報官納稅者、不過十之二三而已、繼而三十六行領銀、提據悉十而取一、云云」

とありて、三十六行が海外貿易に従ひ、提舉は其れに一割の課税をなしたことが見えてゐる。

次いで清代に至り、十三行なる名稱が初めて現はれてゐるのは、廣東新語³⁾である。同書は康熙庚辰、即ち康熙三十九年西曆一七〇〇年の作であるから、その時既に十三行が存在せしことは疑ふべからざる事實である。則ち同書卷十五に據れば、

「東粵之貨、其出於九郡者曰廣貨、出於瓊州者曰瓊貨、亦曰十三行貨、出於西南諸番者曰萍貨、(中略)廣之線紗、與牛郎綢五絲八絲雲緞光緞、皆爲嶺外京華東西二萍所貴、豫廣州竹枝詞云、萍船爭出是、宦商十字門開向二萍、五絲八絲廣緞好銀錢堆滿十三行云云」

とありて、十三行が沿岸貿易、並に海外貿易に従事せしことが知られるのである。

隨つて、十三行の存在は明代の文獻に之を見出すことは出来ないが、明代既に廣東に「三十六行」なる牙行ありて海外貿易に従事せし事實あり、清代に入りても、上掲の廣東新語の文により、康熙三十九年(西曆一七〇〇年)代に既に十三行の存在せしこと確實なるを以て、粵海關志に明代の習に據り之を十三行と云ふとありて、十三行の既に明代(恐らく明末ならんか)より存在せるとなすは、恐らく事實

と見て妨げあるまい。而してこの十三行の名稱も、その起原はある時期に存せし十三人の行商即ち牙行より由來するものと推察される。

この點に關して從來の所説を研討するに、十三行なる名稱の起原を早くとも乾隆二十五年（西曆一七六〇年）以後則ち十八世紀の後半に至りて起つたものとなしてゐる。

則ち稻葉岩吉博士は、

「ツマリ乾隆二十五年代ニ於テ成立シタ公洋行ハ外洋行ノ協商組合ヲイフノデ、行商ノ全部デハナイ。公行成立ノ當時ハ、前述ノ如ク組合員總數二十餘家アツタワケデ、十三行ト云ツタノハ、コノ年以前ニ外洋行ノ數ガ十三行デアツタトイフ解釋ヨリモ、右ノ二十餘家ヨリ十三行員ノ組合ガ現ハレ、ソレガ久シイ間持續シタノデ、十三行ハ公行ノ代名ヲナシタトシカ思ハレナイ。粵海關志上述ノ記事ハ受取り難キ節ガアル。云云」

と云はれて、前掲の粵海關志の「明代の習に依り十三行と云ふ」との文を否定して居られる。

次いで下田禮佐氏は、「カントン貿易の研究」に於て、

「康熙五十九年（一七二〇年）これらの特許商が一の組合即 Guild を組織した。この組合が行、行商又は洋行 (Hong or Co-hong) といふのであつて、十八世紀の後半から、その組合員の數が十三と定められた。故にこの特許商組合を十三行といふ」

と云はれて、特許商人の組合が行、行商又は洋行であると見られてゐるが、行商は前述の如く牙行であつて組合ではないし、洋行も又洋船の牙行であつて、廣義の行商とは、嚴密に云へば區別されなければならぬ。然しながら行商・洋行共に本來の牙行とは異なりたるものであることは、以下の論述の中に知られるであらう。

次いで根岸信氏は「廣東十三洋行」なる論文に於て、

「一七八二年（乾隆四十七年）に至つて類似の制度復活せられた。それは十二人の商人が貿易仲立の特權を得たことであつて、之を洋行と稱した。其後一人加はり十三人を定員としたので十三洋行として世間に知られてゐる。」

と云はれ、十三洋行の名稱は一七八二年以後に至つて起つたものとされてゐる。

更らに松本忠雄氏は、「廣東の行商及夷館」なる論文に於て、

「康熙五十九年に始めて公行の組織された時に、之れに屬した行商の數は十三で無くして十六であつたことは明瞭である。（中略）從て其公行組織の始にありては、十六家の行商が之れに加盟したものと思はれるが、爾來其數が漸減して十三を常態とする事となり、從つて十三行の稱呼を生じ、更に十三行街と稱する街路の名稱すら生ずるに至つたものでは無からうか。斯く考ふれば十三行の名は後に至つて出來た事になる。而して常態が十三行であつたとしても、然かも常に十三の行商が外國貿易を取

扱ひつゝありしにあらずして、寧ろ其定員以下であつた場合の方が多く、十三行が全部揃つて居た事は稀であつた様である。公行組織の始めに十六であつたものが、何故に十三行を以て常態とする様になつたかの沿革理由に至つては明かでない。」

と云はれ、又同氏の後の論文では、

「一七八二年公行制度を再建し、行用徴收を認めらるゝに至つた時に、最初十二人の洋行商が選ばれて其團體に屬し、後一行商の加はる事によつて十三人となつた。(中略)而して此の最初の十三の數が爾來沿革的に維持せられて、遂に行商の定數となるに至つたものでは無からうか」

と論せられ、

又矢野仁一博士は、「近世支那外交史」(八六―八七頁)に於て、十三行に言及され、前掲の粵海關志の記事によりて、十三行は既に明代より存したとされ、

「十三行の名は十三行の行商から起り、後にはその所有家屋たる外國商人の居留貿易所を意味するやうになつたやうである。外國貿易を取扱つた行商は最初は十三家であつたかも知れぬが、清朝で粵海關を設けた當時も十三家であつたかは疑はれる。」

と云はれてゐるが、前述の如く十三行は恐らく明代より存したものであり、遅くとも既に十七世紀末には確實に存在せしものであるから、その十三行は又十三洋行とも云はれ、次いで十三行の建てたる洋商

の商館其物を指すことになり、遂に廣く外國人の商店館舎を意味するに至つたものである。

かく考へれば、松本忠雄氏が、「廣東の行商及夷館」なる論文に於て論せられた Hong と Factory の問題、及び武藤教授が、その「廣東十三行圖說」(六四頁)にて疑問とされた「十三行と十三洋行の意義區別如何」との問題も一部解決がつくものではなからうかと愚考せられる。

註(1) 粵海關志卷二十五

- (2) 涵芬樓秘笈所載、明周玄策、涇林續記。
- (3) 康熙庚辰仲春、吳江潘撰、廣東新語。
- (4) 東亞經濟研究所載「清代廣東貿易」公行の條。
- (5) 史林、第十五卷一號二號。
- (6) 支那、第二十一卷五號。
- (7) 同上、第二十二卷十二號。

(b) 公行の成立

以上述べ來つたところにより、十三行は内外貿易に従事した牙行であることは明かであるが、此の中より康熙五十九年(一七二〇年)に至り、公行なるものが組織されるに至つた。この公行に就いて論ずる前に、その先驅とも見らるべき官商(The Mandarin Merchant)と御商(The Emperor's Merchant)とに就いて論ずることにした。

清代廣東の「行商」に就きて(一)(太田)

この點に關して、松本忠雄氏は前掲の論文¹⁾に於て次の如く論せられてゐる。

「支那の歷朝が外國貿易を取扱ふや市舶司等の官を置いて之れに當らしめたが、清朝にありては廣東貿易を擧げて特許商に委するの制をとり、康熙四十一年（一七〇二年）一人の官商を指定し、之れに廣東に於ける外國貿易を獨占するの特權を與へ、外國人をして單に此官商とのみ又官商を通じてのみ貿易を營ましめ、且外國人を支那官憲との交渉に對する仲介を司らしめた。（中略）其官商は銀四萬二千兩を納めて、（饒信梅の廣州貿易發展の分折觀による）此の獨占權を得たので、其の以前にありては外國船の廣東に於て交易せんとするものは、先づ珠江の入口虎門（Bogue）外に停船し、上乗人を廣東に派して、官憲と其支拂ふべき稅額等について一に協定を遂げたる後に於て、始めて入港するの例であつたのを、此の官商の制定により、其點は彼が其仲介に任ずる爲めに便利になつたが、外國商人は彼を通じてにあらざれば、茶や絹の買付をなす事を得ず、又其の持つて來た商品を賣る事の出來ない點に頗る不利益あり、又廣東の一般支那商としては、外國人との直接の取引をなす能はざるに至つた事によつて獲利の途を失ひ、更らに官吏としては、此の官商の介在により賄賂を徵するの途自ら杜絶若しくは減少し、すべてのものにとりて決して喜ばしい制度では無かつた。斯くて各方面から非難のあがつた爲に、該官商は他の商人に對しても、外國船一隻に五千兩を彼に支拂ふに於ては其船との貿易を其の支那商に許すに至つたと Morse の *The Gilds of China*. に記してあり、更に同氏の其後

の著述たる *The East India Company trading to China*, vol. I. に英商 Alexander Hamilton が巨船に商品を積みて廣東に通商に來た際、戸部(海關)吏員が、Lingua, Angua, Henshaw. の三人の支那商人を伴ひ來り、是等のものは此船の商品を一手に取扱はんが爲に、戸部に四千兩を納めてゐるかの理由によつて、其の輸入品を一手に此三人に取扱はしめた事實(一〇三頁)を記し、更に當局が Angua, Lingua の二者に廣東の歐羅巴人との貿易を獨占せしむる事とした旨を上乗人に通告した(一五八頁)とも載せて居る所を見れば此頃は官商は二人あつたものと思はれる。」

松本氏が康熙四十一年(一七〇二年)に、

「一人の官商を指定し之れに廣東に於ける外國貿易を獨占するの特權を與へ」

たと云はれる官商は御商則ち (Emperor's Merchant) を指すものである。次に

「英商 Alexander Hamilton が巨船に商品を積みて廣東に通商に來た際、戸部(海關)吏員が、Lingua, Angua, Henshaw の三人の支那商人を伴ひ來り」

と云ふ支那商人は則ち官商 (Mandarin Merchant) を指すのである。

一七〇二年當時廣東に Hunshungquin 等の四人の官商の存在せしむるは、Morse; *The Chronicle of the East India Company trading to China*, vol. I, p. 100—102. の記載によつて明かであり、又 Morse が Captain Alexander Hamilton; *A New Account of East Indies*, 2 vols. London, 1744. を引用して、Ho-

ppo が Alexander Hamilton に
There the Hoppo 'ordered me lodgings for myself, my Men and Cargo in a Haung or Inn belonging to one of his Merchants'

と命じた記事を載せてゐるが、こゝに云ふ「his Merchants」とは、前記の Lingua, Anqua, Henshaw の三人であつて、これ則ち行商なることは明かである。而して恐らく十三行中の行商であらうと推察されるのである。

これらの行商が特に當時の廣東の官憲より許可されて外國貿易に従事してゐたために、官商と云はれてゐたのである。而してこの官商と御商と別箇のものであることは、前記の官商の一人である Leangua (Lingua) が英國管貨上乘人 (The Supercargo) に御商 (Emperor's Merchant) の設置されしことを報告してゐる記載に依れば、この時任命された廣東の御商は鹽專賣人であつて、皇帝より任命されたものにあらずして、皇子より任命されたものであり、その特權を得る爲めに四萬二千テールを支拂へること、並に皇子よりの特許商人である爲めに、粵海關監督は、それを支配することを得ず、他の外國貿易に従事せし商人もその許可無くしては、貿易に従事することを得ざるに至つたことが知られるのである。

而して御商は一七〇二年に廣東及び厦門に一人づゝ設置された如くである。

猶亦他の商人が御商の許可を得て貿易するには、五、〇〇〇テールをこれに支拂はなければならぬ

と、Leangqua は英國管貨上乘人に述べてゐる。且つこの御商は貨物のストックも無く信用も無きため、貿易に支障を來し、爲に粵海關監督、其の他の支那商人、及び外商の貿易停止等の反對によつて、一七〇四年以後は廢止された様である。⁴⁾

他方厦門に於ては Chingqua なるものが御商となり、これが中心となつて、八人或は十人より成る組合を組織し各商の自由貿易を禁じ、各商は其の股數を割當てられ、亦海關監督・總督等も確然と其の分擔が定められた。斯くて輸出品の價格は此の組合によつて高く評價され、これに反して輸入品の價格は低く評價されて、外商は多大の不便と損害を受くるに至つた。これ即ち後に起る廣東の公行の先驅とも見られ得べきものである。⁵⁾

然しながら松本氏が前掲の論文に於て、

「此官商の制度が其後に來た處の行商制度の先蹤である事は勿論であり、此の官商の外國貿易に對するやり方が、行商の對貿易方針をも沿革的に支配するに至つた事も自然の結果である。」

と云はれてゐるが、同氏は官商と御商とを恰もそれが同時代に存せしめたために、混同されたものであることは既に論じたところによつて明かであるが、同氏の云はれる官商は則ち御商であるが、これが行商制度の先蹤であり、行商の對貿易方法を沿革的に支配するに至つたのではなくして、行商と見らるべきものは既に所謂官商として存在して居るものであり、松本氏が

「更らに當局が *Angua, Lingua* の二者に廣東の歐羅巴人との貿易を獨占せしむる事とした旨を上乘人に通告した」

と云はれるのは、一七一七年のことでありこの *Angua, Lingua* の官商則ち行商であるが、それが間もなく一七二〇年に至り組織された公行制度の先蹤であり、後の行商制度の對貿易方針を沿革的に支配するに至つたのである。

次に根岸佶氏も「廣東十三洋行」なる論文に於て、多分 *Morse* の舊著を引かれたものと思はれたが、この御商 (*Emperor's Merchant*)、同氏は欽定商人と譯されてゐるが、を以て公行の先驅と見られ、

「従つて欽定商人と公行との差は一商人なるか、商人組合なるかに止まり、共に貿易を獨占するものである。」

と述べられてゐられるが、その當を得てゐないことは前述の如くである。

御商或は欽定商人なるものは、一時的變態的のものであり、もつとも厦門に於ける御商は公行の先驅とも見らるべきものを組織したけれども、廣東に於けるそれは決して公行制度の或は所謂行商制度の前驅前例をなすものではないのである。則ち前章に於て論じた如くに、既に早くより十三行なる特許内外貿易商あり、これが沿革の歴史が或は公行となり、或は洋行となつて行つたに過ぎないものである。

さて公行則ち外人の所謂 *Co-hong* なるものと、行商則ち *Hong Merchants* との意義區別に就いて、

從來の所説を見るに、

田中萃一郎先生は、「十三行」なる論文に於て、

「康熙五十九年創設當時十六人であつた組合員が乾隆二十二年に二十六家となり、それが後に段々減じて十三人になり、十三行と云ふのは公行と云ふのと同じの固有名詞として用ひらるゝやうになりました。同治三年に出來た桂文燦の「廣東圖説」卷一南海縣の條にも西隅堡即西關附郭（中略）有海關（中略）向十三洋行、爲外國互市處」とありますと記したが、十三行と云ふのは以下は全く誤解に出でた斷定で「廣東圖説」の十三行も、將た又王之春「洋務柔遠記」道光八年の條に常踞十三行之英會、能通漢字漢語とある十三行も共に商館のことであつて公行のことでは無いのである。佛蘭西の商館は高公行と稱し、而して第十の商館を占領して居つた支那の公行は *Chungqua* で後に *Mingqua* と更り萬源行と呼んで居つたと記してある。」

とありて、田中先生は十三行は商館のことであつて公行のことでは無いと云はれてゐられるが、先生の引かれた十三行の文獻は比較的新しいものであつて、十三行が外人の商館を意味するに至つた後のものである。然しながら前述の如く十三行が商館でなくして内外國貿易に従ふ行商を意味したことがあつたのである。

則ち公行とは、恐らく十三行に屬する行商が外國貿易を獨占して、各行がそれぞれ獨立に貿易するこ

とを中止して、一つの組合を作り、外國貿易品の價格決定・稅餉及び負債の連帶責任・外國人の取締り等を共同に行ひ、各行はその股數を定めて貿易に従ふ主として官憲の創意利益のために作られて公許を得た商人團體である。

其れ故に實質に於ては多くの論者の云ふ如く、行商の作つた商人組合であるが、公行の字義に商人組合の意味は無くして、官憲より公許された行商とも云ふべきものであらう。其の故に公行と云へば、其れに屬する行商の全部を意味すると同時に、行商各個人も公行と云つて妨げあるまい。この事は後に見える洋行に就いても、厦門志卷五に、「洋行和合成」とか「僅和合洋行一家」と云へる用語例に徴しても明かである。

洋行と云へば、洋船牙行の團體を意味すると同時に、其れに屬する各洋船牙行をも意味するものである。其れ故に武藤長藏教授が「廣東十三行圖說」に於て、前掲の田中先生の論文を批判されて、

「次に支那の公行は *Chungqua* と書いて居られるが公行 *Co-hong* は商人團體 *Guild* で *Hong Merchant* の集團である。*Hong Merchants of Co-hong* と書いてあるが、*Hong Merchants* と複數に書いてある事は注意すべきである」

と云はれるのは、必ずしも當を得たものではない。なる程公行 *Co-hong* は實質に於ては行商 (*Hong*

Merchant)の組合であるが、然しながら公行に屬する行商は則ち公行と云つて差支へなきことは前述の如くである。而して公行が存在せずして行商が各自別に獨立して貿易を營んで居つた時に於ては、行商則ち公行と云はれざることは勿論である。

I. B. Farnes の記載に據れば

「Hong とは支那の行店 (Chinese business warehouse) を意味するものにして、Co-hong or Hong Merchants と呼ばれる獨占組合員の名は、これに由來するものである。」

と述べて居ることは、右の説に對する一つの傍證と見て差支へないであらう。

註 (1) 支那、第二十二卷十二號。

(2) H. B. Morse; *The Chronicle of the East India Company trading to China*, vol. 1, p. 138.

(3) *Ibid.* vol. 1, p. 119.

(4) *Ibid.* vol. 1, p. 141.

(5) *Ibid.* vol. 1, p. 132.

(6) 田中萃一郎、史學論文集。

(7) James Bromley Farnes; *The English in China*, London, 1909, p. 64.